

令和7年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 7. 23	R7. 8. 6	3つの捏造トラブル問題により請求人が令和6年9月4日付で違法かつ不当な懲戒免職処分を受けた事案に関して、請求人が令和7年7月17日の来庁時に「自身のパワハラ被害報告書（証拠資料付き）提出に対して何の反論も展開しなかったにもかかわらず、『全く反省していない』ことを理由として一方的に処分に科した都庁の判断等の根拠」を追及した際に、不誠実極まりない対応を繰り返した総務局人事部職員を擁護した挙句に、当該不誠実極まりない対応を批判した請求人に逆切れして威圧的な対応を行った会計管理局人事担当職員の暴言非行行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）						1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理部総務課